

令和6年4月2日

関係者の皆様へ

社会福祉法人かながわ共同会

理事長 山下 康

愛名やまゆり園の指定の一部の効力の停止（行政処分）について

当法人が指定管理者として運営する県立愛名やまゆり園におきまして、令和5年11月10日から令和6年2月2日までの間に、関係自治体によって認定された元法人職員2名による計6件の利用者虐待の事実により、本日、神奈川県から指定の一部の効力停止処分（令和6年4月3日から令和6年10月2日まで、上記対象事業所における新規入所者の受入れを停止とする。）を受けることになりました。

津久井やまゆり園事件を教訓としてしっかり引き継ぐだけでなく、県が進めている「当事者目線の障がい福祉の推進」を掲げ、複数の県立障害者支援施設をお預かりしている法人の代表者として、本来、より高い職業倫理、利用者支援の質を維持・向上していかなければならないにもかかわらず、こうした行政処分を受けることになってしまったことにつきまして、誠に申し訳なく思っており、この場をお借りして、利用者及びそのご家族、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

当法人としましては、このたびの県の行政処分を真摯に受け止め、利用者虐待は根絶しなければならないと固く心に誓うとともに、こうしたことが二度と発生しないよう、現在、外部有識者による法人から独立した第三者委員会を立ち上げるなど虐待根絶に向け背水の陣を敷いて、法人一丸となって信頼回復に向け抜本的な改革に取り組む決意でございます。利用者及びそのご家族、関係者の皆様方におかれましては、こうした法人の取組みに、どうかご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。